

## 利用料金変更に係る重要事項説明書

平成30年4月1日より、基本報酬改定、自己負担3割（平成30年8月から）、新規加算、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）8.3%へ変更させていただき利用料金体系を下記のとおり改め、平成30年4月1日から適用いたします。

### 記

#### <サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者（利用者）の要介護度に応じたサービス利用料金、個別機能訓練加算、日常生活支援加算、看護体制加算、夜勤職員配置加算、口腔衛生管理体制加算、介護職員処遇改善加算と、居住費及び食費の基準費用額の合計金額をお支払いください。ただし、居住費及び食費の基準費用額については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

〈平成30年4月1日から適用〉 この表は1か月30日として計算しています。

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1 ご契約者の要介護度別サービス利用料金	557円	625円	695円	763円	829円
2 個別機能訓練加算	12円				
3 日常生活継続支援加算	36円				
4 看護体制加算	8円				
5 夜勤職員配置加算	13円				
6 口腔衛生管理体制加算	1円（1か月30円）				
7 サービス利用料金計	627円	695円	765円	833円	899円
8 サービス利用料金1か月	18,810円	20,850円	22,950円	24,990円	26,970円
9 介護職員処遇改善加算 (8×8.3%) ※	1,561円	1,731円	1,905円	2,074円	2,239円
10 居住費に係る基準費用額	840円				
11 食費に係る基準費用額	1,380円				
12 居住費、食費1か月	66,600円				
13 自己負担額計(8+9+12)	86,971円	89,181円	91,455円	93,664円	95,809円

※ 介護職員処遇改善加算は、8の月額に対して8.3%掛けた金額となります。

※ 下記ア～ソの加算が該当になった場合、その加算額を8に足し、8.3%掛けた金額が加算金額となります。

※ 自己負担2割の方は、該当加算額と8、9を足した2倍の金額となります。

※ 自己負担3割の方は、該当加算額と8、9を足した3倍の金額となります。

☆ 上記7のサービス利用料金に個々の状況、体制に応じた加算が摘要される場合があります。具体的には以下の通りです。

#### ア 初期加算

入所日から30日以内の期間及び入院30日以上で退院後、30日を限度に月額30円

#### イ 外泊時加算

入院、外泊をした場合には、月6日を限度に月額246円（月をまたぐ場合最大12日間）

#### ウ 経口移行加算

経管栄養の方で、経口移行計画に基づき経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要な場合は月額28円

エ 経口維持加算（Ⅰ）

経口摂取する方が摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合、栄養管理による継続的な食事摂取を進めた場合は1か月400円

オ 経口維持加算（Ⅱ）

経口維持加算（Ⅰ）を算定している方で、経口による食事摂取を支援するための観察、会議が行われている場合は1か月100円

カ 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者を受入れ、個別の担当者を定めサービスを提供する場合には日額120円（65歳の誕生日の前前日まで）

キ 看護体制加算Ⅰロ

常勤の看護師（正看護師）を配置した場合には日額4円

ク 栄養マネジメント加算

常勤の管理栄養士を配置し、個別の栄養ケア計画に基づいた栄養ケア管理が行われる場合には日額14円

ケ 口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月2回以上口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言、指導を行い、相談等に対応した場合は1か月90円

コ 褥瘡マネジメント加算

入居者ごとにモニタリング指標を用いて3か月に1回評価を行い、リスクのある入所者に対して褥瘡ケア計画を作成、実施し、3か月に1回計画を見直した場合は3か月に1回を限度とし1か月10円

サ 排せつ支援加算

身体機能の向上や環境の調整等により、排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師、看護師が判断し、利用者も希望する場合は1か月100円

シ 看取り介護加算（Ⅰ）

医師が回復の見込みがないと診断し、本人、家族の希望により施設で看取りを行った場合。

死亡日1280円。死亡日の前日、前々日1日につき680円。死亡日以前4日以上30日以下1日144円。

ス 低栄養リスク改善加算

低栄養リスクが「高」の入所者で、新規入所時又は再入所時に他職種共同の会議を行い、低栄養状態を改善するための特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成し食事・栄養調整等を行った場合。同意を得た月から6か月以内の期間に限り、1か月300円

セ 入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携

入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合1回に限り400円

ソ 夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ

夜勤時間体を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合、夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロから、夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロへ変更。1日16円

以上